

長崎県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.2E-2	3.1E-1	2.0E+1	20.7
64	エトフェンプロックス	2.0E+1	9.5E+0	1.9E+1	1.8E+1	66.8
117	テブコナゾール				2.5E+0	2.5
139	トラロメトリン			3.1E+0	1.7E+0	4.8
140	フェンプロパトリン			2.4E+0		2.4
153	テトラメトリン	1.8E+2	1.2E+1	1.9E+2	8.4E-2	380.6
181	ジクロロベンゼン	3.9E+2	2.7E+2			659.3
225	トリクロルホン		9.4E+0			9.4
251	フェニトロチオン		1.8E+2	2.8E+0		187.4
252	フェンチオン	4.4E+0	7.4E+1	4.4E+0		82.7
256	デカン酸				2.0E+0	2.0
350	ペルメトリン	4.0E+1	5.4E+1	2.6E+1	4.7E+1	167.1
405	ぼう素化合物		1.5E-1	4.5E+1	1.7E+0	47.2
427	カルバリル			1.5E+2		149.7
428	フェノプカルブ			1.5E+1	1.2E+2	136.0
457	ジクロルボス	7.7E+1	8.3E+2			908.2
合 計		7.2E+2	1.4E+3	4.6E+2	2.1E+2	2826.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等